

荘園制と封建制

湯村, 武人

<https://doi.org/10.15017/4362511>

出版情報 : 経済学研究. 26 (5/6), pp.147-181, 1962-04-25. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

莊園制と封建制

湯村武人

まえがき

私はさきに、「封建制と莊園制」と題する小論を本誌二十三卷第三・四合併号に発表した。けれども、私の封建制度の理解が当時はまだきわめて未熟であったために、いま読み返してみると多くの点において欠陥があり、修正すべき点が多々見出される。何よりも僅か十九頁の小論であり、意をつくさないと多い。その後、ロベール・ブートリュイッシュによって『領主制と封建制』(ROBERT BOURRUCH, Seigneurie et Féodalité 1959)と題する一書が公けにされ、我国でも木村尚三郎氏その他によって数多くの封建制度関係の研究がなされつつある現在、新たに教えられるところも多いところから、右の小論文以後の私の研究成果を再びここで取り纏めてみたいと思う。ただし、多くの点で修正しなければならないとはいえ基本的には改める必要がないと思うので、紙数の制約もあり、すでに右の小論文で取上げた内容は大綱的にはそのまま前提して、その前提の上にここでの論をすすめることにする。あるいは、ブートリュイッシュの右の著書から引用した次の文章によってその要旨に替えてもらってもよい。

「莊園制 (la seigneurie rurale) は封建制 (la féodalité) 以前に誕生した。それは封建制の後まで生き延びる。

さらにまた、世界におけるその普及範囲は封建制よりずっと广大であつて、莊園領主たちは、彼ら自身が私的紐帯の中に引きこまれることなしに、農民たちの集団に対してその支配を及ぼした。両者はその性質、それに随伴する義務、それによって作用せしめられる社会的抱束の点で異っている。封建制は莊園制に較べると土地に根差すことが少く、環境の変化と外部的影響にヨリ敏感である。然しながらそれは、莊園制が提供してくれる物的基礎なしには永續しえないであらう。長い期間にわたつて、二つの制度は手を差しのべ合い、相互に支持し合つた。両者はその境界を交錯させており、相互に新しい力と色彩を引出し合つた。(註一)

(註一) プートリューシュ、前出書八頁

第一章 莊園の概念

(一)

封建制概念を如何に理解すべきかに関しては前記の小論「封建制と莊園制」にゆずることにして、ここでは、右の論文でほとんどふれえなかつたいわゆる「莊園」なるものの検討から、論を進めることにする。なぜなら、しばしば全く無難作に莊園制とか莊園領主とかの言葉が口にされるが、われわれはもっと厳密にその概念を規定しておく必要があると思われるからである。ただし、一般に広く行われている莊園制と封建制との誤れる同一視は、おそらくこの点をはっきりさせないところに基因する。

そうはいふものの、この「莊園」なる言葉の定義を行うことはなかなか容易ではない。なぜなら、一般に莊園という

訳語をあてられているフランス語の *seigneurie* (場合によっては *domaine*) は、後世の學術語であるドイツ語の *グレンツヘルシャフト* とはちがって、きわめて曖昧な言葉であるからである。例えば、ブートリューシユが前出の著書の中で次のようにいう時、この言葉のもつ曖昧さははっきりするだろう。

「従臣もまた、彼の手に委ねられた知行としての人間や土地に対して *domination* 支配権 を、すなわち *seigneurie* *セーニユリ* を行使する。セーニユリの二段階。すなわち、一つは農村的な領主権 (*seigneurie rurale*) であり、農民保有者たちに対して彼のもっている權威によるものであり、いま一つは封建的な領主権 (*seigneurie féodale*) である。後者の場合、知行地はきわめて広大であり、例えば一つの伯領ないし城主領の広きに及ぶことがあるので、その受封者は、その一部を彼の家臣たちにさらに知行として授けることが出来るし、これらの家臣たちにむかって、彼の上位者によって自分に課せられているものに似通った義務を要求することが出来る。」^(註一)

そしてブートリューシユは、右の文章に注して次のようにつけ加えている。「われわれは、こうした二通りの意味をもつ *seigneur* 領主 という言葉に由来する不便さをはっきりと感じる。そしてそのことを読者に対してつらく思う。けれどもこれは、領主と従臣との関係においては *chef* (首長)、領主とその土地保有者との関係においては *maitre* (主人) という響きをもった時代的用語である。」私もまた、前にあげた小論に「封建制と荘園制」と題しているが、これはフランス流に書けば *Feodalité et Seigneurie* のつもりであり、あるいは「封建制と領主制」と改めてもよい。

(註一) ブートリューシユ、前出書八頁

(11)

セーニェリ概念のこのような多義性は、何よりもまず時代の異なるに依じて生じているように思える。そこで以下しばらく、時代毎にその内容を検討することにする。

最初に取上げられねばならぬのは九世紀前後のセーニェリである。なぜなら、史料的に検討しうる最も古い時期はこの頃であり、カロリング王朝期の史料にいわゆる莊園^{ヴィラ}(*villa*)がそれである。もっとも、シャルル・エドモン・ペランによれば、この期のヴィラがガロローマン期のヴィラの延長であることは、史料の裏付けこそないが明白であり、後者はさらに、アフリカから出土した諸碑銘によって紀元二世紀頃まで溯ることが出来る。いずれにしても、ペランによれば、この期の莊園の構造と性質は次のようなものであった。

莊園は二つの部分からなりたっている。その一つは領主直營地(*indominicatum*)であり、他の一つはマンズ保有農たちの經營地である。領主領主直營地は領主(*dominus*)の利益において直接經營されるが、奴隸(*mancipia*ないし *servi*)によって耕作されるのはその一部分でしかない。他の部分はマンズ保有農の賦役によって耕されるわけである。そして、マンズは、若干の負担、すなわち金銭での賦課、現物での提供、および右に述べた労役の供出を条件に、農民によって保有されている。これらの保有農はコロンないし家持奴隸(*servi casati*)であり、後者は保有地を与えられたかつての直營地奴隸である。

要するに、ペランによって示されるこの期の莊園は、その構造においては一般に古典莊園の名で呼ばれるものと似通っているが、それを「純粹に経済的な性格の機能を果した」と考える点にペランの特色がある。彼によれば、マンズの保有農は賦役提供義務をもつ小作人であり、「その身分において彼らの自由を制約する性質のものは何もなかったように思われる。」^(註11)勿論、*mancipia*や *servi*は非自由人であり、その身分は、古代の奴隸とは勿論違うが、領主に対して

強い私的隷屬下におかれている。領主は彼らを処罰し、彼らを裁判した。けれども、それ以外の農民は法的には自由人である。彼らは自由人として伯の裁判所で裁判をうけ、国王にむかって租税を支払い、国王から軍事奉仕を要求された。彼らは国家と交渉をもっており、このことがカロリング期においては自由の基準である、とペランはいう。

この点、フステル・ド・クラランジュは、ロマンストの代表者と見做されているが、ペランほどはっきりとは莊園を「純粹に經濟的な性格」のものと考えていないように思える。彼は、莊園の住民として、奴隸、往年の奴隸の後身である被解放奴隸、自由人ではあるが土地から離れることのできないコロン、居住者(*accolae*)又は客人(*hospites*)と呼ばれる自由民、などがあつたとした後で、次のように述べている——

「これら各種の人間と地主との關係は、まだはっきり規定されていなかった。これに關しては、法律上の明文もなく、慣習上の不文律もなかった。これらの人々が、それぞれ地主に対してどの程度の從屬關係に立っているかという点については、何人にも正確なことはわからない。彼等が、全部同じ程度の服従の義務を負うていたものでないことは、言う迄もない。彼等は莊園から立去ることによって、地主に対する服従の義務から解放されたかどうか。彼等は、義務に對する代償として、如何なる權利を持っていたか。義務不履行の場合、紛議或は訴訟の起つた場合、彼等は何人によつて裁判され、何人によつて処罰されたか。法律は、これらの問題について一言も触れていない。」(註四)

もっとも、たとえ自由民として莊園に入ってきた者であろうと、「莊民となつた以上は、莊園主に対して一種の從屬關係に立たざるを得なかつた」ろうとみるのがクラランジュの考えであり、「斯くて、彼等は悉く莊園主の從屬者(*Homines*)となつた」と書いている。けれどもその從屬關係がどの程度のものか、彼らがその莊園を離れる場合にそれはどうなるのかなどに關しては一切わからない、とするのが右に述べたようにクラランジュの立場であり、同時にまた彼

らが自由人である限り裁判、租税、軍役においては国王に属するとみるのが彼の基本見解である。このような自由人は、クーランジュの場合、後述のように不入権によってはじめて明確に領主の領民化する。

なお、ゲルマン地区における莊園の構造と性格に関しては、ペランは、「時として若干の奴隷に助けられて自分自身でその所有地を耕す小自作農と、中規模の所領を家持奴隷によって耕される保有地に分割して経営するヨリ富裕な土地所有者」との分化は認めるが、「固有の意味で領主制的な型の経営の行なわれる直営地の存在についてのどんな仮定も、きわめて根拠のないものと見做さねばならない」と述べている。^(註五)

最後に、同じペランによれば、十世紀ないしは少くとも十一世紀には間違いなく、莊園領主は莊園の住民の全体に対して命令権をもってき、彼ら住民たちは領主の家臣 (sujet) になる。かくして、「純粹に経済的な性格」の九世紀の莊園が、「いかにして國家との間の一切の關係を断ち切った一つの政治的構造に変わったか」が大きな問題として課されてくる。^(註六)

(註一) Ch-Edmond Perrin, La seigneurie rurale en France et en Allemagne du début du IX^e à la fin du XII^e siècle.

(註二) ペラン、前出書五五頁

(註三) Fustel de Coulanges, Les origines du régime féodal

(註四) 明比達郎訳、『フランス封建制度起源論』四〇三頁

(註五) ペラン、前出書二六頁

(註六) 木村尚三郎氏の述べられているように、ブートリユー・シュヤラト・シュは古典莊園成立期を六ないし八世紀、解体期を九世紀末ないし十一世紀一ばうとしてゐる。(『歴史学研究』二四六号二五頁)。

こんどは、逆に時代を最も下げて、フランス革命直前の「セーニュリ」をみてみよう。

この時代のフランスに関しては、ルッチスキイの有名な労作、『フランス革命前夜の農村諸階級の状態』^(註)が、何もものにもましてよくわれわれに教えてくれる。そしてルッチスキイは、ここで、いわゆるセーニュリと貴族所有地とは別物であることをはっきりと指摘する。貴族所有地の割合は勿論地方によって様々だが、それぞれの地方において例えば次表に示されるような割合をしか占めていなかった。これに反して、フランスの領土のほとんど大部分は、当時、古い領主

	貴族地	僧侶地	農民地
アルトワ	29.0	22.0	33.0
ピカルデー	33.4	14.6	36.7
ブルゴーニュ	35.1	11.6	33.1
リムーザン	15.3	2.4	59.2
オート・オニ ヴェル	11.	2.1	50.0
ケルシイ	15.5	2.0	54.0
ドオフイネ	12.0	2.0	40.8
ランドン	22.3	1.0	52.0
ベアルソン	20.0	1.1	60.0
ツルサン	28.7	4.0	35.0
ルウシヨ	32.0	4.0	40.0

制的階層序列の名残りである「セーニュリ」で掩われており、「貴族はその下臣に対する支配をこの階層序列にもとづいて行ったのである。」そして、ここにいわゆる貴族所有地とは当時の言葉で *ドメインプロシェ* のことであり、セーニュリとは、そのほかに下臣たちの保有する土地、これまた当時の言葉で *ムーヴァンス* と呼ばれたものを含んだものの呼称である。

ところで、貴族所有地は文字通り貴族の「所有地」であるから一応問題はないとして、ムーヴァンスの場合、ルッチスキイの研究によれば、それを保有する農民は、少くとも一八世紀末の当時においては、「彼らの思うままに往來したり、売買したり、契約したり、働いたり」しただけでなく、前出の表に示されていたように土地の「所有権」そのものをもっていた。それにも

抱わずそれが領主の「セーニェリ」であるゆえんは、領主独占権、使用強制権、世襲者のない財産の没収権、世襲地の買戻強制権、売買・交換された土地に対する不動産取引税、土地保有者に対する宣誓の要求、通行税、などがその収奪率こそ地方によって異なるとしても、ともかくも全国にわたって存在し、その上に覆いかぶさっていたことによる。

要するに、大革命前夜のフランスにおいては、「領主権（セーニェリ）（seigneurie）と土地所有権（propriété）とは、それぞれまったく無関係な別個の事柄である。したがって、領主権はもっているが土地はまったく所有していないような領主もあつたのである。（註一）」

ルッチスキイはまた次のようにも述べている。「従来、領主制的土地所有（Propriété seigneuriale）と通称してきただもののなかで、とくに、領主の留保地（réserve）、すなわち領主の本領地（domaine proche）といわれる土地だけが、領主の唯一の、かつ、本来の所有地であつたのだということ、そしてまた、他の残余の土地は、ただ彼の支配下にあつただけで、いわば領主支配地（directe seigneuriale）といわれるべきものであつたのだということ、この二つのことをはっきりと思い起すべきである。この後者は下臣の保有地（ノヴァン）（nouvançe）であり、その土地には、それぞれいろいろな額の、かつ、あらゆる種類の賦課が課せられていた。しかも、これらの賦課は、それが下臣の土地であると、貴族の土地であると、さらにまた農民の土地であることに關係なく、ある程度重い負担となつてのしかかつていたのである。（註二）」

（註一） Lougouisky, L' état des classes agricoles en France à la veille de la Révolution, 1911. 邦訳、遠藤輝明訳『革命前夜のフランス農民』

（註二） 邦訳書、四五頁

(註三) 邦訳書、四九頁

(註四) 念のためつけ加えておくと、ルツチスキイはこの本で、この点がフランスの農業制度の同じ時代のイギリスやドイツのそれと異るところであるとする。たとえば北東部ドイツや低地ザクヤンでは騎士や領主が同時に地主に転化し、それぞれ土地所有騎士、土地所有領主になった(邦訳四〇頁)。けれども、十八世紀末の当時についてみればそうであるが、十三世紀以降十五世紀頃までのドイツの事情がフランスと同じであったことは諸田実氏の論文「純粹莊園制の基礎構造」(『西洋経済史講座』第一巻所収)に明かである。諸田氏はランダスヘルの支配権について次のように述べられている。「これらの支配権は土地所有から相対的に自立化し、土地所有の規模を越えて集中し、領有権として確立している。所有地は支配権と結びつかず単なる地代権の聚合——莊園の純粹化——として売買され、他方裁判権や徴税権は土地所有から離れてそのみで売買の対象になっている。両者はそれぞれいわば一人歩きをはじめている。この場合には「古典莊園」期とちがひ、個々の莊園領主は裁判権・武力・徴税権などの権力を直接みずからは行使せず、それに代って集中された公権力がバックアップしている。(中略)このように土地所有から相対的に自立化した「支配権」すなわち経済外強制の体系は、領主や君主を頂点に権力機構として制度化され体系化されてゆき絶対主義時代には極点に達する……。」(一六九頁)

(四)

最後に、前二者の中間に位する時点である十六世紀において集成された、いわゆる封建法の教える「セーニユリ」を検討してみよう。十六世紀といえば封建制社会はすでに解体期に入っており、われわれの検討にとつて決して好ましい時点ではない。けれども、法制史家ドウセのいわゆる「奇妙なパラドックス」によつて、この社会の統一的法規の集成はそれが解体期に入ったこの頃になつてやつと着手された以上、^(註二) そうした不便はこの際やむをえないであろう。

さて、十六世紀の法律家たち、たとえばロワソー Loysseau は、セーニユリを「所有権としての権力」(puissance

en propriété)と定義している。その意味するところは、単なる権力は役職からも生れるが、セーニユリは所有権としてある点に職分としての権力とは異なるところがある、というにある。けれどもドゥセは、これではあまり漠然としすぎるとして、もっと正確には封 (*feſ*)、裁判権 (*puissance de juridiction*)、および所領 (*domaine*) という三つの権利の同時的所有、と定義している。そこで、右の三要素のそれぞれについて、ドゥセの述べるところを順次検討することにする。

封は、忠誠および臣従の誓約と若干の奉仕の提供とを条件に、領主からその家臣に分与された保有地、ないしは不動産的な権利である。この分与は、契約した二人の人間を結びつける孤立した事柄ではなく、領主は封の授与者であると同時に、彼自身他の領主の封の被授与者たりうる。かくして、封の授受關係に照応して一つの階層序列が形成され、この従屬關係を示す言葉がムーヴァンス (*mouvance*) である。^(註二)そして、封の授与にもとづくこのような階層序列は、その基底に家臣をもたない単なる領主を、その頂点に王国の全領域にわたって最高の授封領主たる資格をもつ国王をもっている。

裁判権は、かつては多種多様な君主権限 (*divers attributions souveraines*) を含んだ公的領主権 (*seigneurie publique*) の網の目であったが、十六世紀の当時には、すでにその大部分が国王の取上げるところとなっており、領主の手許にはもはやその一部分しか残されていない。

所領とは、領主がその所有権をもっている土地のことであり、領主の私的領主権 (*seigneurie privée*) に服する土地である。けれども、そもそもこの所有権なるものが、当時のそれは現代のそれと大いに概念を異にする。現代のそれは所有者に対して所有された事物の絶対的かつ排他的な権利を与えるが、封建的所領は、二つのはっきり區別された部

分かなりたっている。すなわち、実質所領 (domaine utile) と支配所領 (domaine direct) がそれである。実質所領はその土地からの全生産物が領主のものになるが、支配所領には上級所有権しかなく、慣習に定められた若干の収益をもたらずだけである。時の経過につれて、実質所領は完全な所有地に、支配所領は逆に単なる権利の承認に変わっていき、取るに足らぬ収入しかもたらさない。実質所領はまた *domaine proche* とも呼ばれ、支配所領はさきにみたムーヴァンスに服する土地である。

なお、セーニュリを構成する右の三要素たる封、裁判権、所領のうち、ドウセによれば、とくに前二者は原則として固く結びついており、法律家の中にはこれを不可分なものと思ふものもある。そして、「この結合は現実には、セーニュリの中心であり裁判の行なわれる場所としての、城や塔の所有として表現されている。」^(註三)

(註一) R. Doroer, *Les institutions de la France au XVII^e siècle*, 1948, tome II, p. 453.

(註二) ムーヴァンスという言葉は封の授受関係を意味すると同時にさうした関係下におかれた土地そのものをも意味する。

(註三) ドウセ、前出書、四六八頁。

(五)

以上、所有権とか領主権とかいう言葉をきわめて曖昧なままに使用してきた。このことは、前節においてドウセの言葉として述べたことから明らかなである。けれども、議論をこれ以上に進めるためには、もうさうした曖昧な態度をとることは許されない。ここらでそれらの言葉をモット厳密に規定しておくことが必要である。そこで、川島武宣氏の『所有権法の理論』に導びかれて、それらの点を学んでおくことにしよう。

川島教授によれば、近代法における所有権は、いわば所有権の觀念性とも名付けるべき性質をもっている。所有者は彼が所有者であるためには、何も現実とその所有物を支配している必要はない。たとえば、他人がそれを占有しているように、彼は常に、何のかわりもなく所有者である。そして、所有権についてのこのような理解は、系譜的にはローマ法に由来する。ところが、ゲルマン法にみられるゲヴェーレの觀念においては、物支配の法的保護が現実的支配の事実と不可分に結合していた。ゲヴェーレとは物を事実上支配することを意味する。そして、封建制社会こそは、近代の資本家社会とはちがって、まさにこうした原理にもとづいた社会であった。

「封建制社会は、物（特に土地）の具体的利用の上に基礎づけられるところの、具体的な、特定人の間の関係である。そこでの支配的な財産たる土地は、具体的な、特定人の間の関係（領主と隸農、主君と家来、村落民相互間）と不可分な一体をなしており、それは、資本制社会におけるように人的関係から切り離されたところの單純に物的な支配なのではない。土地支配と土地支配との交渉関係は常に特定の個人的な関係そのものであり、したがって、ここでは、人間関係が純粹な物と物との関係として現象する（すなわち「価値」として現象する）ことを必然ならしめるところの物的関連が缺けている。」勿論、封建制社会においても、商品対商品——特に商品と貨幣——の物的な交換が存在し、その限りでは、ここに物に対する支配が価値として現われる。しかし、「注意すべきことは、これらの商品交換が生産過程の外部で、単なる流通過程のものとして行われ、したがって、生産・再生産の基礎は依然として土地の利用の上にあるということである。」このような社会の中では、社会構造を決定している基礎的な所有の意識が利用の上にあるのは当然で、觀念的所有権およびその意識は、単なる可能性以上には成立する余地がない。(註一)

かくして、封建的社会においては、「物的な土地支配と人的な政治権力的支配とが直接的に結合されており、したが

って公法と私法との分裂が存在しない。したがって、そこにあるものは、土地の私的「所有」ではなく土地の領有と保、有とであり、上と下とへの拘束支配と結びつき、さらに農奴に対する「強制」の機構として利用され固定させられているところの村落共同体的諸拘束が、これに結びつく。要するに、土地は、全体社会秩序（ヒュラルヒー）の有機的構成部分を構成し、所有の私的性質は存在しない。^(註1)

このようにみてくると、いわゆる「封建的土地所有」は正しくは「封建的領有」であり、いわゆる「封建時代」は、貢租などという呼び名が教えているように、むしろ租税の性格を帯びているといえる。「封建時代」と「小作料」とは明らかにちがう。

第二章 莊園の起源

(一)

前章の検討で明らかのように、セーニュリの本質は、少くとも十八世紀のフランスにおいては、もはや土地所有にはない。それは明確に土地所有から分離して一種の財産化した権利となり、土地を所有しない領主をさえも生み出している。そして人々は、このような形の領主権者を、古代末期におけるそれと同じように莊園領主と呼ぶことには躊躇するであろう。それは、あまりにも明白に、ペランの示したような九世紀の莊園領主、いわゆる古典莊園領主とは異なるからである。いま、前章での検討を少し大胆に取り纏めると、九世紀の莊園では領主は単なる土地所有者であったが、その後何らかの時点、おそらくは十一世紀に、おそらくは彼らのうちの或る者が、その資格のほかに裁判権をも併せもつ

ことになり、さらに十八世紀末には、かつては右のように一体化していた土地所有権と裁判権とが再び分離し、それぞれに独立の財産化していった。少くとも、ロマニストたちの見解に従うかぎりそうである。

そうだとすると、前に紹介した個所でペランがいつていたように、九世紀の莊園がいかにして国家との間の一切の關係を断ち切った一つの政治的構造になったか、あるいは川島教授流にいえば、公法と私法の分裂しない状態はいかにしてもたらされたかを明らかにすることが、われわれに課せられる最大の課題ということになる。そして歴史学は、この課題を解くためにいわゆる莊園起源論を展開するわけだが、ここにいたってわれわれは、学界の現状が不幸にも大きく対立していることを認めなければならない。

まず、いわば國權説 (doctrine étatique) とも呼ばれるべき見解がある。これは、もともとは國家に属していた諸權利、ことに裁判権が、國家の弱体化によって私的地主に奪われ、封建領主はそうした私的地主による國家權力の横領によって成立するとする。「不入權イミューニタは地主を領主に転化させる」とみるフェステル・ド・クランジュの見解がそれに属しよう。そして、いわゆるロマニストは多かれ少なかれこのような見解をもっている。他方、領主制説 (doctrine domaniale) とも名付けるべき見解があり、これは、莊園領主の權利はもともと王權よりも始源的であるとみる。マルク・ブロックなどがこれに属しよう。いわゆるゲルマニストの多くはこのような見解をもっと見做しうる。そして、この二つの學說のいずれが正しいかは、一般にまだ結論づけられていない。場合によっては、同じ人がある時は領主制説をとる、他の場合には國權説に立っているかに見える。たとえば M・ウエーバー(註二)は、領主權の構成要素とし、(イ)土地所有 (土地領主の權力)、(ロ)人身所有 (奴隸關係) をあげた後、(ハ)纂奪ないし授封による政治權力、とくに裁判權の專有をあげている。したがって、ここでのウエーバーは、元來は國家のみが保有すべき公權が纂奪ないし授封によって領主の

私有物化されたとみる見解に組しているわけであろう。けれどもこれは、実は、彼自身が同じ本の他の場所で述べている見解に矛盾する。すなわちウエーバーは、ここでは領主財産成立の第一の根源として「酋長の權威」(Häuptlingswürde)をあげている。^(註一)つまり、ここでのウエーバーは、それらの權利をもとと王権より始源的なものと解しているわけである。H・ピレンヌもまた、領主(seigneur)という言葉が元来は長老者という意味をもち、莊園が家父長的な組織である点にその支配力の根源を求めている。そして、総じて最近の歴史学は、莊園をしてもともとが単なる経済機構ではなく社会機構でもあったとみる見解に傾いているといえよう。

(註一) 黒正、青山共訳『一般社会経済史論』上巻、一七三頁。

(註二) 同上書、上巻、一三七頁。

(二)

一体どちらの見解が正しいのであろうか。ペランは右のような質問に答えて、何れが正しいかは地方を異にするに応じて異々としている。問題の地方がかってローマの支配下にあつたか否かで事情は異々というわけであろう。けれども、これはそうした処理の仕方で片付けられる性質の事柄ではない。確かにペランの云うように地方を異にするに依じて事情は大きく異々と云うことができるであろうが、それはあくまで二つの学説の理論的な調整がついた上でのことと思われる。

思うに、ここには明らかに一つの混乱がある。ここには「国家の權利」とか「酋長の權威」とか云う言葉が無雑作に持ちこまれているが、事柄は果してそうした単純な割り切りかたが許される性質のものだろうか。私にはそうは思えない

い。さきに「莊園」という言葉のもつ時代的な意味の変化を検討したところからも明らかのように、九世紀の莊園（これは史料としてはラテン語文書だけ）の根底にあるのは明らかにローマ法であり、ローマ的な所有権概念であった。十八世紀の莊園の場合もまたそうである。すでに十八世紀には封建社会は殆んど全く解体しており（絶対王制の成立）、この社会を支えていた今一つの法概念であるゲルマン法は、多分にその力を失っていた。当時の支配的な法理論は再び勢力を盛り返してきたローマ法である。同じように、近代人であるわれわれが国家について語る時、われわれの無意識裡に前提しているのは明らかにローマ法的な国家であり、ローマ的な国家観である。けれども、このような国家観は古代や近代の国家に関してはそれでもよいとしても、こと封建国家に関する場合には正しくない。封建社会は、衆知のようにローマ的な社会とゲルマン的な社会との複雑な絡まり合いとして出来る。少くとも、この社会の理解がローマ法的な理念のみでは割り切れないことは、さきの川島教授の所説によっても明らかである。だからと云って、逆にゲルマン的な理念だけでもまた割り切れない。この社会の理解の困難さはここにある。

したがって、問題を解く最初のカギは、さきに引用したペランの文章の中の、「ローマの支配下にあった」という言葉の意味をどう理解するかにかかっている、と私には思える。そして私は、これをローマという（近代国家に近い性格の、強力な）国家権力が存在した限りにおいて、あるいはその存在のゆえに、という意味に解する。つまり、莊園が「純粹に経済的な機構」として止まりえたのは、あるいは止まらざるをえなかったのは、ただそうした条件下においてのみである、というわけである。

私の意味するところをもう少し立ち入って説明しよう。もともと土地所有と權威との關係については、例えば吉岡昭彦氏などにみられる見解が一般に行なわれていると思う。つまり、少くとも古代や中世の社会においては、土地の所有

は当然に領主的な權威を生み出すという考え方である。^(註一)けれども、他方に例えば増田四郎氏のような理解がある。後者は、全く逆に、カリスマ的に貴族であることが結果として大土地所有をもたらしとみる。^(註二)増田氏のこの主張は云うまでもなく事柄をゲルマン古代に限っており、「蓋し、土地があり余っていて粗笨な技術しかなかった当時であつては」、という条件付である。そして私も、事柄を古代社会に限定するかぎり、むしろこの立場に組する。私は思うのだが、いわゆるゲルマン的共同体とはおそらくこうした性格のものであろう。本誌第二十四卷第二号所收論文「封建的土地所有の論理」において友岡学氏が述べられているように、領主は「その身分の原因である戦士としての性格によって（それに随伴する武力を背景に、またその身分に固定化し慣習化した權威を背景に）共同体の対外的關係において共同体を代表する」^(註三)にすぎないのであつて、その共同体に属する土地や人間を「所有」するのではない。

けれども、この際われわれの忘れてはならないことは、紀元前五〇年にカエサルによつて、彼らゲルマン人の社会が歴史の視野の中に姿を現わしたその同じ頃、地中海を中心とする広大な領域には、ローマ人によつてすでに早くも強大な領土国家が形成されていったということである。そして、小さな集団に分離・独立した生活を送り、せいぜい部族国家を形成するに止まっていたゲルマン人が、彼らの生活意識の表現として彼らに固有のゲルマン法思想を形成していったのに対して、そこでは、早くから軍隊的統一を根柢とした強大な官僚国家と、それに相応する法思想が形成されていた。ゲルマン法が相互に独立した諸集団間の平和の秩序であるのに反して、ローマ法の根柢をなすものは力の秩序である。当面の問題である所有権に関してみれば、ゲルマン法のそれが本質的に各種の制限に服し、かつ義務を伴う権利であるのに対し、ローマ法におけるそれは、公法上の若干の制限にこそ服するが、少くとも私法上は絶対無制限である。そして、このような違いが生れた理由は、ローマ人が強力な国家組織を有してその庇護の下に安全な個人生活を送ることが

できたのに反して、ゲルマン人の生活は比較的(註四)に小さな、それゆえに成員相互が極めて緊密な依存關係に立つ集團内で行なわれねばならなかったことによる。そして封建社会とは、繰り返して確認しておくが、こうしたゲルマン社会とローマ社会とが接觸して出来る次元を異にした社会である。(註五)

ことわっておくが私もまた、少くともその経営を維持するのに必要なだけの権力は、土地の「所有者」にとつて時代の如何を問はず必要であると思う。したがって、その限りでは土地の所有は権力を生み出す。けれども、それは何も古代や中世の社会においてのみとは限らない、と私は思う。たとえば近代社会では一見その必要がないかの如くであるが、それはただ彼らの代理人としての国家が代つて保証しているだけの話である。つまり、ヴィラは純粹に經濟的な機構であるとペランが云う時、われわれはこれを言葉通りに單純に受取るべきではない。それはただ、ローマという強力な国家の存在を前提とした場合にのみ正しい。ことに、十ないし十一世紀に至ればやがてそれは独立の領主領に転化するわけだから、時至ればそうした転化をなしとげうる要因を、ヴィラはその時以前にすでに、自らの内部に潜めているものと考へざるをえない。要するにペランの云うような純粹に經濟的な莊園は、強力な国家権力が存在する限りにおいてのみ可能であるし、逆にまた国家権力によってそうあらしめられているのであろう。と云うよりも、おそらくは古典莊園は、言葉通りに「純粹に經濟的な機構」であつたのではなく、*causae majores* (重大事件、すなわち自由、土地所有、死刑判決をもたらすような重罪事件) は国王の役人たる伯が、*causae minores* (その他の軽い事件) は莊園領主に、というように裁判権の分有が行なわれていたのが実情ではないだろうか。(註六) 領主対農奴關係を「莊園」、領主対上級領主關係を「封建制」としてはっきり區別するヨーロッパ歴史學界の伝統は、ただこうした理解においてのみ納得できるのではなからうか。

(註一) 例えば『西洋經濟史講座』第一卷所収「封建的土地所有・封建地代・經濟外強制」

(註二) 増田四郎『西洋經濟史』七三―四頁。

(註三) 五八頁。

(註四) 船田亨二『法思想史』参照。

(註五) この点、友岡氏の誤りはゲルマン的共同体すなわち封建的共同体と考えるところにある。

(註六) ローマ帝國治下の実情がどうだったかに関しては私にはよくわからない。史料の上でこのような分担がはっきり規定されてくるのは、木村尚三郎氏(『歴史学研究』二四六号二八頁)によれば八一一年以降であり、久保正幡氏(『ゾーム』『ローマ法とゲルマン法』の解説)によれば七六九年ないし七七五年のカール大帝の改革法においてである。

(三)

木村尚三郎氏の見解は、私の理解に誤りがないとすれば、基本的には私の考えと一致する。けれども、氏の考えと私のそれとはある重要な一点で違うように私には思える。

木村氏は、十ないし十一世紀に成立する裁判領主権は、「封建的土地所有、グランドヘルシャフトに包括されていた裁判権が分離したのも、又後者を補完したのももなく、後者とは本来的に異質の、新たな政治社会を生み出した権力」であるとされ、もしも裁判領主権を「封建的土地所有」権のうちに包摂し、前者による賦課租を「封建地代」の一部分と考えるなら、それは徒らに諸概念の混乱と事態の正確な認識を妨げるのみである、と述べられている。「支配と所有とを賦課租と地代とをあくまでも峻別し、またかかる峻別が可能となったことの意味を探ることが肝要」^(註一)であると氏は云われる。

私もまた、木村氏と同様に、「賦課租と地代」あるいは吉岡氏の表現では「封建地代と小作料」がちがうと思うし、裁判領主権が古典莊園のそれとはちがう「新たな政治社会を生み出した権力」であるとは考える。けれども私には、裁判領主権がそれとは「本来的に異質の」権力という風にまでは考えられない。それと云うのも、前節で述べたように、もしも国家権力の保証がなければ、古典莊園領主も当然に裁判権をも帯びる存在たらざるをえないだろうという意味で、潜在的には将来の封建領主たるべき権力基盤をそれはずでに内包している、と考えるからである。少くとも、すでに古典莊園領主たるもの、あるいはまだそこまでは強大化していないが兎も角もある程度に強大な在地豪族にしてはじめて、将来封建領主に転化する可能性をもっていると思う。そうした基盤を何らもたない人物が、時至れば突如として「異質の、新しい政治社会を生み出す権力」を身につけるなどとは考えられないではないか。

この点は勿論木村氏自身も認められるところであって、裁判領主権は「土地所有を契機として成立したものではありません、土地所有一般に基礎づけられているのではない」と述べられている^(註二)。微妙な表現であり、私の考えとの間に何らの違いもないかのようにも読み取れる。けれども、氏の場合には、裁判領主権は土地所有の属性たることを「本来的に拒否する」、いわば土地支配権であって、したがって領主が土地所有者そのものとして立ち現われる古典莊園制期には、共同体やいわゆる経済外強制が全く存在しない^(註三)。ここが私とちがう。そして氏は、その理由をフランク期における古典莊園が同時に王国の官僚制の存在を許すような性格のものでしかない点に求められる。「云い換えれば貴族権力を基礎づける大土地所有は、官僚制を否定し去ってしまうほど強力ではなかったし、また多数存在したのでもなかった、むしろ小土地所有の優勢を説く最近の傾向はこのような考え方のよい支えとなるものである」と氏は説明されている^(註四)。

ここにあげられている二つの理由のうち、後者すなわち古典莊園と小土地所有の存在比率は、もともと実証の困難な

性質のものであるが、おそらく木村氏の主張される通りであると私も思う。けれども、それが多数存在しないということは、必ずしも個々の古典荘園領主の弱体性を証拠立てるそれほど有力な説明理由にはならない、と私は思う。そして、実は木村氏自身もその点をそれほど重要視してはおられないように思える。それでは何を主たる理由に木村氏は当時の荘園領主の弱体性を説かれるかと云えば、理由はもう一つ別に用意されており、それは古典荘園が一村多領主制であったことに求められる。「古典荘園を基礎とした新たな政治権力に、封建制社会の眞の構成単位・政治単位となりうのような、独立的・完結的な、又多元的・競合的な資質を認めてよいか、ということになると、それに対しては遺憾ながら否と答えざるをえない。その理由としては以下のいくつかが挙げられる。最も重要な問題はこの時代における村とグルントヘル（この場合土地領主一般ではなく古典荘園領主の意）との関係である。グルントヘルの土地所有の形態が分散所有であり又一村多領主制が基本であるということ、すなわち一領主の所領が教村に分散しているという事態は、ドイツばかりでなくフランスにもまた原則としてあてはまる」と氏は述べている。^(註五)

けれども、われわれは、古典荘園期の現存の史料が殆んど専ら聖界史料であり、それら修道院や教会の所領が多くは寄進によって形成されたことを考えねばならない。それらの史料から古典荘園一般を一村多領主制と規定する結論を直ちに導き出すことには問題があると私は考える。いや、その聖界所領に関してさえも、たとえば椋川一朗氏によるサン・ゼルマン・デ・プレ修道院所領の分析によれば、大半が一村一領主制である。^(註六)したがって私は、重要なのは一村多領主制そのものでなくて、木村氏が一村多領主制をさらに規定していると考えられている当時の低い土地生産力そのものであると思う。すなわち木村氏は、この低い土地生産力から直ちに一村多領主制を説いて、「村はまだ村の支配者をして、他の被支配者（村落構成員＝農民）から法的に隔絶せしめる直の貴族権力を発現せしめるもの」にまで生長してい

ず、古典莊園のグルントヘルなるものも、従つてこのような土地生産性の極めて低い段階に照応した、かなりあいまいな性格のものでしかなかつた」と云われる。^(註七)要するに、氏は古典莊園段階における村落としてのまとまり、「村の支配者」の存在を否認されるわけである。

けれども、この点はブートリューシュによって次のように反論されるであろう。すなわちブートリューシュによれば、むしろ村落としてのまとまりこそが基本的であり、莊園は逆に第二次的である。

「もしも莊園 (domains) が、かつてローマの支配下にあつた多数の地方にその爪跡を刻印しているとしても、それは何処でも勝利を占めたわけではない。四世紀から六世紀にかけて、その家屋や農地を所有する商人や手工業者や農民によって住われた幾千もの小聚落が、*vicus* という名称の下に、ガリアやイタリアで明るみに出された。ケルト時代から中世高期にかけて、幾人の首長たちが、その構造に何らの明確な修正を加えることなしに、そしてまたそれらすべての土地を彼の従属下におくことなしに、古くからの村落に彼の名称を与えたことか！彼らはそれらの村落の保護者であつて、その唯一の所有者であつたわけでは全然ない。かなりしばしば、莊園は村落以前には存在しない。それは、古い居住地と古い地域とによって原型を作られた、第二次的な状態である」^(註八)

私も、確かに古典莊園領主は、「同時に王国の官僚制を否定し去ってしまうほど強力ではなかつた」と考える。けれども私は、その理由を何も木村氏のように一村多領主制に求める必要はないと思う。それは一村一領主制を前提してもなお考えることができる。要するに土地の生産力の極めて低いことを前提し、古典莊園領主の王権に対する相対的な実力が弱いものだったことを知れば充分ではなからうか。そして、他方に古代王権は、「土地の生産力の極めて低い」にも拘わらず、おそらくは地中海商業をその重要な支えとして、カリスマ的な權威によって、これらの土豪たちに君臨す

(註九)なるほどその実情は、木村氏が「フランク伯の実態」として教示される通りのものでしかないであろう。けれどもそれは、「地方豪族を伯として把握する以外には王国支配を何らかでも実現する手段をもたなかった」わけではあるまい。それが王国であり官僚制である以上は、たとえ伯の多くが實際上地方豪族出身であったとしても、伯はやはり伯であつてもはや百パーセントの地方豪族ではない。その証拠に、もしも木村氏の云われる通りであれば、裁判権は一体誰がもっているのか。(国王も無力であるし、荘園領主も一村多領主制のために無力である！)

私は、古代王朝は、いかに木村氏の述べられるような「実態」であつたとしても、やはりそれ自身の権力基盤をもっていると思う。それは、前に述べたようにカリスマの権威と地中海商業である。したがつて、このような古代王朝的な支配が終りを告げて封建制が成立するためには、その基盤になつてゐる低い土地生産力が高まつて経済生活における農業の地位が向上することが必要である。農業生産力が向上すれば、その結果として、一方において地方豪族たちの実力が増し、したがつて彼らの王権に対する依存性が弱まる。他方において、商業の在方が遠隔地的なものから国内的なものに代るといふ結果が生じる。さらにそれは、そうした遠隔地商業に権力基盤をもつ王権の実力を当然に低下させる。

アンリ・ピレンヌもまた、その『マホメットとシャルルマーニュ』の中で、事柄はメロヴィング王朝時代についてであるが、蛮族諸王国の共通の特色として、(イ)専制的であること、(ロ)世俗的であること、(ハ)その支配の手段が国庫および財宝であつたことを指摘し、(ニ)に関して次のように述べてゐる。すなわち、「ローマの租税や関税の存続が、これら諸王の権力の基本的源泉をなしていた。メロヴィング家の諸王を、これまでしばしばなされてきたように、単に大土地所有者とのみ見做すことは明白な誤謬であり、そのような誤謬が生じた原因は、かれらを、その後に出現した国王たちを見るのと同じ眼で見えてきたこと以外には求められないのである。事實はそうではない。かれらは、その潤沢な貨幣所有

のゆえに、カール大帝よりはむしろはるかにビザンツの君侯に似通っていたのである。」^(註一〇)

(註一) 「歴史学研究」二四六号所収、「封建制社会をめぐる理論的諸問題」、三八頁。

(註二) 同上書、三八頁。

(註三) 同上書、三八頁。

(註四) 同上書、二八頁。

(註五) 同上書、二五頁。

(註六) 「西洋経済史講座」第一巻、椽川一朗「封建的土地所有の成立」

(註七) 木村氏前出論文、二五頁。

(註八) ブートリューシユ、前出書六〇頁。

(註九) これとは逆の視点からのものであり、かつ事柄をメロヴィング期にかぎっているが鯖田豊之氏の次のような主張は、このような古代的な貴族と王権との関係を考える場合にきわめて参考になる。

「家長制大家族形態のもとに若干の奴隷をかかえこんだ……「自由農民」(湯村註、すなわち前封建的豪族)が、「原初村落」の低い農業生産力段階にあき足らず、掠奪の機会を求めて、国家の軍役に勇躍して参加したであろうことは想像に難くない。ただ、この場合、山や谷や川や沼沢や森林によって相互にへだてられた、これらの「原初村落」に対する王権の支配がきわめてルーズなものとなるのは当然で、メロヴィングが王権の基礎が多分に地中海商業に依存する面がつよかったのも、一つはここに理由がある。一部の有力自由農民(≡小領主)や官職貴族(≡豪族)が、人的結合の原理によって次第に、原初村落の一般自由民を己れの傘下に組みいれつつあったにしても、メロヴィング社会は、全体としては、封建関係(レーンズヴェーゼン)の存在する余地のない「前封建社会」であったのである。」(「歴史学研究」二四四号、「西ヨーロッパ封建社会の成立過程」四三頁)

(註一〇) 中村、佐々木両氏共訳『ヨーロッパ世界の誕生』六七―八頁。

(四)

かくして、私の場合、荘園はローマの支配下にあった地方では比較的、純粹に、經濟的な機構であり、その支配の及ばない地方では比較的、獨立な、自生的豪族の支配領域ということになる。そして、ローマ帝国こそは特殊地中海的な存在であるという私の持論にして認められるならば、むしろゲルマン地区におけるそれら豪族ないし貴族たちの形成こそ、世界史の基本法則に沿うものとして、改めて重要視されるべきであらう。

このようにみてくる時、領主領の起源に関して村落の首長 (*chefs ruraux*) に関する研究をもっと深めねばならないと主張するマルク・ブロックの見解は、われわれの注目に値する。すなわち、ブロックは、その『フランス農業史の基本性格』の新版第二巻に収められた論文の中でこの問題を取上げる。彼はまず、古い時代のヨーロッパにおける村落の首長の存在に関してわれわれの持っている最も確実な指標が地名の研究であること、古い時代の地名の多くが明かに人名と思われる語尾をもっていることを指摘する。フランスの場合、それは、たとえば *Antony* とか *Antoigne* をもたらした *Antonin*、*Flaviac* とか *Flavy* をもたらした *Flavi* とかいう具合に、その他数知れぬ位に多い。そして、これらの地名のもとになっている英雄は一体どんな社会的性格を帯びた人間だったのだろうかと問い、自ら答えて、それは明かに奴隸たちにその所有地を分与している大土地所有者ではなかったとしている。なぜなら、彼の言葉によれば、「ケルト的、イタリオットの、ゲルマン的な古い社会に関してわれわれの知っている一切の事柄」が、そうしたれ合がしばしばだったと認めることをわれわれに拒否するからである。では領主であるかと云えば、この領主という言葉を中世的な意味に解しての上とすれば、確かに「時代錯誤」である。そしてブロックは、カエサル『ガリア戦記』の

記述を引用して、一世紀頃のガリアは地方的小グループの世襲的首長であるプリンキペスをもっていたこと、彼らはそのグループの成員から贈物を貰っており、この贈物はやがて強制的なものに転化したことを指摘する。そして、このような変化は、九世紀から十世紀にかけてのブルターニュ地方に見られる教区の「暴君」(machtiens)の場合には史料的にもはっきり迎りうるという、^(註一)「社会経済史年報」に発表したもう一つの論文でもまた同様の主張を展開し、こんどはオランダのフリースランド地方について、「首長たち、すなわち *Hauptlinge* が、十四世紀頃、領主に変身しようとするし、最初は彼ら首長への単なる贈物であったものが次第に賦課に変わっていくのを見る」と述べている。

が、それは兎も角として、村落の首長が領主に転化したとみるブロックの場合、国権説の強調していた国家との関係は一体どう処理されるか、という点についての検討を続ければ、彼はこれを次のように説明している、

「*パン*の権力それ自体の中に国家権力からの譲与、ないしは国家権力を犠牲にしての横奪を純粹かつ単純に認めねばならぬということは確かだろうか？ 当時の公式の法理論にしたがえば疑いもなくその通りである。けれども、事實は、インミニュティ文書は既存の事物状態を単に合法化したにすぎないとは、大体云えるのではないだろうか。そして、もしもフランスの領主たちが、命令権や他国の場合よりも特別大きな裁判権の一部を国家から篡奪したとすれば、その理由は、王室の権威がフランスではヨリ弱体だったからであろう。ないしはむしろ、この弱体それ自身がヨリよく根をおろしている領主たちのもつ、ヨリ古い権力によっては決して説明しえないものだろうか？」^(註二)

(註一) Marc Bloch, *Les caractères originaux*, II, p. 106.

(註二) Marc Bloch, *La seigneurie lorraine, critiques des témoignages et problèmes dévolutions* (annales d'histoire économique et sociale, 1935), p. 456. 『封建社会』第二卷、九二頁にも再録されてゐる。

(註三)

この点、クーランジュの見解は若干ちがう。彼は不入権に関する史料を列挙した後、このように多数の不入権特許状が散逸を免れて今日に残っていることから判断すると、メロヴァンジャン期に国王から下附されたその数は莫大な数に上ったにちがいないこと、不入権はメロヴァンジャン末期に始まった習慣ではなくフランク王国の建国当初からあった習慣にちがいないこと、不入権は無力な王から強奪されたのではなく、今日残っているものの大部分はメロヴァンジャン最強の王ダゴベル一世の下附したものであること、不入権とは王の役人のそれら荘園への立入りを禁じたものであり王の権利そのものを放棄したのではないこと、などを指摘した後、次のように述べている。

「不入権は必ずしも王権の廃止を意味するものではなかった。不入権によって廃止されたのは王の役人の権限である。王は、少くとも原則上は、一切の権限を保持した。……実際、これらの特許状を読んで、その文体や口調を調べてみると、王権が抹殺されるどころか強調されていることがよくわかる。」

では、不入権の授与がなぜ懇願されるか？クーランジュはこれを役人の横暴によって説明する。けれども、これは結局、ブロックの見解を否認することにはならないと思う。なぜなら、なぜ役人が横暴であったかと云えば、結局は王がそれを押ええなかったからであり、国王が弱体だったからである。弱体な王だからこそ役人ではなく直接王に従属することによって自由がえられるわけであろう。だからこそ、クーランジュによれば王権を強化するはずの不入権が、逆に「地主を領主に転化させる」ことになる。明比達朗訳『フランス封建制度起源論』参照。

(五)

勿論、だからといってブロックがいわば国権説的見解、つまり国家権力の篡奪横領による領主権力の形成を全く無視しているわけではないことを、ここではつきりさせておく必要がある。その著『封建社会』第二巻第三章で展開されるその見解がそれである。このことは、あるいはローマ帝国、あるいはメロヴィング王国、あるいはカロリング帝国という形で、ローマ地区にしろゲルマン地区にしろ、強弱の差こそあれ国家が現実存在し、それらの王国を掘り崩して

封建制が誕生するものである以上、いわば当然のことであろう。

もともと封建制社会は、ことにブロックのいわゆる前期封建時代、すなわち一〇世紀以前においては、(イ)稀薄な人口、(ロ)悪い交通状態、(ハ)交換の不規則性の特徴をもつ。

『封建社会』第一巻においてブロックが展開する環境論は、封建制社会を考へる場合に欠くことのできない諸条件を示している。以下に要約しておく。

(イ) 人口

勿論地方毎にニュアンスの相違はあるが、全般的にはきわめて稀薄で、この点十二世紀以後と対照的である。農民の居住様式は、リムーザンにおけるように分散、イル・ド・フランスにおけるように村落をなしている場合に分れたが、いずれにしても安全性の確保のためにあまりひどい分散を許されなかったし、逆に集住の場合にも個々の農家の間には多くの空隙があった。「農業は、当時、大変な空間の貪食者だった。」

(ロ) 交通

国家の弱体が道路や橋の維持を不可能にした。治安は悪い。したがって交通は主として海を利用して行なわれた。船の場合日に百ないし百五十キロが普通だった。陸上の場合普通人で三〇ないし四〇キロ。また、旅行者は一般に馬や車に乗って旅行したが、これは速度の点では徒歩と同じだが、疲れをさげたり沼地を通る上の便宜からだった。かくして途中の秣を確保するために旅行は季節的に制限をうけた。カロリング朝の地方巡察使は草の萌え出る頃にその巡視を始めた。

このような交通状態のために、王宮の奥から地方を支配することは不可能だった。「前封建時代の諸王達は文字通り旅行で自ら命を縮めた。」たとえば、皇帝コンラッド二世は、一〇三三年に、ブルゴーニュからポーランド国境に旅し、ついでシャンパーニュに戻り、最後に Lusace に帰ったが、こんなことはこの年だけの例外ではない。したがって、「現地の権力のみが實際上効果的な権力」(p. 105)であった。

(ハ) 交換

前封建時代のヨーロッパと云えども絶対的に外部から閉ざされていたわけではない。隣接諸文明との間に交換の流れがあったし、ことに回教徒治下のスペインとの間が活潑だった。したがって、余りにも早まった公式、閉鎖経済の公式を適用することは零細な農民達の経営の場合といえども正しくない。「それゆえ、交換が欠除していたわけでは断じてない。ただそれは非常に不規則だった。この時代の社会は、確かに購買も販売も知らなかったわけではない。然しそれは、現代の社会のように、購買と販売で生きていたわけではない。」(p. 109)

かくして、カロリング国家の地方行政単位である諸伯領コンテの自立化や、それら自立化した諸伯領の有力な伯による集中化現象が、当然のこととして進行する。ブロックによれば、カロリング朝の伯はまぎれもない官吏だったのだから、このように多くの伯領を一手に握った新しい権力の保有者は、その手中に多くの県の行政権だけでなく軍隊指揮権をも併せもっている一種の総督(sur-prefets)と考えても、全くの時代錯誤ではない。そして、これらの権力者たちが次第次第にそれぞれの独立君主になり変るのである。なるほど、シャルルマーニュは同一の伯の手に同時に多くの伯領を委ねることを禁じる法律を作った。けれども、環境がその適用を困難にした。ことに辺境地帯では、広大な地域にわたって有力な伯の軍事支配権が形成されるのを妨げることができなかった。そしてそれは、次第に中心部に波及する。かくして、全王国にわたって自立的な公国や侯国ができあがる。もっとも、たとえばアンジュー公国とノルマンディ公国に接しながら十二世紀初めまで独立を保っていたメーヌ伯領のような例もあるが、他面では集中は当然に官職の世襲化を前提ないし随伴し、その結果は、小さきさまざまな独立諸権力への分割がもたらされる。一時的な地方監察官であるミッシンが定着的な支配者に転化してしまうことさえもあった。北の方ではロベール・ル・フォル、南の方ではツールズ伯の祖先の場合などがそうである。

ブートリユーシユもまた、元來彼は、「権力の二つの段階を意味する言葉である *domini, seniores* という支配者たちからなる一つの社会^(註一)」という表現にうかがわれるように、封建制以前の莊園領主を *seniores* ではなく *domini* とすなわちペラン流に地主と考える立場に立つているが、古代末期における不安定な社会の中から封建制が若々しく誕生する過程を描いて、約四十家族に属する百人余の大貴族達が「ミニアチュールのサトラップたち」(註、サトラップとはペルシヤの太守のこと。暴君の意)のように伯領や公国を横領したと述べている。さらにまた、「大地主と任地に腰を落着けた役人たちからなる財産と権勢のエリートたちが、ギャングのような様相を呈しながら國家を支配している。その下には司教や修道院長、宮廷役人、城主、および肩書のない富裕な土地領主たちがくる。貴族層の下層に位する多数の地主たちが殿^{しんごう}をつとめる」、とも続けている。

ロペール・ラトリーシユもまた、カロリング帝国の弱体化にともない公、伯、城主などの階層が國家權力を篡奪し、その結果として、「一般に莊園^{ヴィラ}のそれとは別の、ヨリ広大な枠」である領主領 (*la seigneurie rurale*) が殆んど全王国を掩うにいたったことを指摘した後、それらの領主領は、かつて莊園領主 (*le propriétaire ou simplement l'avoué de grandes domaines demembrés*) が持っていた権利の残存部分と、國王の役人がもっていた公的權利 (*des droits régaliens*) を同時に相続するものであった、と述べている。

(註一) ブートリユーシユ、前出書一八七頁。

(註二) ラトリーシユ、前出書三三二頁。

ただわれわれは、このようにしてもたらされる王国の解体が結局は古い種族的な伝統にもとづく分割を招来したと指摘するプロックの主張を、この際見逃すべきではない。つまり、ここで解体される王国の支配そのものが、もともと自生的な豪族支配を無視しては築かれえないものだったのである。勿論、王国を分割して出来あがるいわゆるフランシポーテ (principauté) は、決して安定的なものではない。隣接諸公伯との間に繰りひろげられる斗争の過程で、あるいは拡大しあるいは縮少する。ただ地理的な枠と古い種族の伝統が、おおよそその基底になっている。かくして、「多くの新しい首長の字幕の下に古い種族名が再び姿を現わすのは理由のないことではなかった。」^(註二) たえば、ブルターニュ公国は、アルモリック地方のケルト族がカロリング王朝の弱体化を利用して作りあげた「王国」の相続人だった。ノルマンディはスカンディナヴィアの「海賊たち」の子孫である。ただ、かってローマの支配をうけたフランスの場合、事柄は、その経験のないドイツにおけるように明瞭には現われない。「こうした性格がドイツの諸公国におけるほど鋭く表明されるところは何処にもない。」^(註三)

そして、「これらの種族的大公国——ドイツの歴史家たちのいわゆる Stammesherzogtümer——は、上のほうからは、その力をそれら公国によって大きく制約されていた王室によって、下のほうからは、その古い種族の記憶からも起源からも遠ざかり漸次封建化へと向う社会の中であって次第に益々活潑になる一切の細分化力によって、脅かされた。」^(註四) 要するに、すでに増田四郎氏の主張されているように、^(註四) 自生的な豪族支配とローマ的な官職的役人支配とが、複雑な押し合い関係をしめしつつ形成されるのがカロリング王朝の支配構造である、とプロックは解するもののようにで

ある。そして、この自生的豪族支配と官職的役人支配という二つの要素の中、ドイツの場合には前者がヨリ色濃く、フランスの場合には後者がヨリ色濃く滲み出てくるというわけであろう。

(註一) ブロック『封建社会』第二巻、一七五頁。

(註二) ブロック、同上書、一七八頁。

(註三) ブロック、同上書、一八〇頁。

(註四) 増田四郎『西洋封建社会成立期の研究』、とくに「中世初期村落史研究の問題点」

(七)

最後に、この論文を結ぶ前にわれわれのはっきりさせておかねばならないことがもう一つある。それは、以上のことから封建制の担い手を直ちに伯や公と見做してはならないということである。伯や公は、なるほど王室権力を解体横領して独立の権力になり変った。しかもそれは、多くの場合自生的豪族の出身でもある。けれども、すでに種族的伝統のきわめて弱まっているこの時代に、そうした広大な地域にわたる権力の担い手たりえたのは、彼らが、同時に王室の役人、すなわち伯や公としての権威をかりることによってであった。なるほど彼らは、一面では王室を否定する権力である。が然し、同時にそれは王室に依存する権力でもある。封建制の眞の担い手は、したがって、半面古代国家機構の一翼をもなうこのような伯や公からではなく、私的な性格のもっと強い、ヨリ下層の土豪層から浮び上ってくるであろう。

マルク・ブロックが前節に紹介した第一章「領邦的プランシポータ」に続く第二章を「伯領と城主領」の検討にあ

て、城主(châtelain)なる階層に注目していることを見逃さないようにしよう。これはあるいはブロック自身の意図をのりこえるかとも思えるが、われわれにとつては極めて重要である。以下、できるだけ忠実にその主な部分を紹介しよう。

ブロックは、「伯領と城主領」と題するこの短かい節の冒頭、世襲的⁽¹⁾地方権力となった公や伯の権力が、やがて相続による分割、多くのインミニユエテの設定、横領などの結果としてひどい細分化に見舞われ、公的役職の思想は事実上の権力の前に影を薄くすることを指摘した後、次のように述べている。

「さまざまなる名目と勢力範囲とをもつこれらの(事実上の)支配権力の樹立に際して、一つの共通の特徴が認められる。すなわち、その結晶のポイントとしての城の演じる役割である。」^(注1)

これらの城は、ブロックによれば、最初はノルマンやハンガリー人の侵入に際して国王や將軍たちによって築かれた。また、築城の権利は本来は国王にのみ属すると考えられていた。したがって、国王の許可なしに築かれた城は非法なもの⁽²⁾と見做されていた。けれども、法規というものは、もともと、それを適用することによって利益をえる権力が強力である時以外には現実的な力をもたない。

したがって、この法規が実効をもつのは十二世紀以後になって、王国や領邦の権力が再び強固になってから後である。いや、もっと重大な事がある。すなわち国王は、ただ単に新しい城の築造を阻止することに無力だっただけでなく、最初自分自身で築造した後封として家臣に守護を委ねていた城の統制にもまた、同じように失敗した。そしてこれらの城を預っていた城主たちは、以前の役人や家臣としての身分から、次第にそれ自身が小国君主(dynaste)に変わっていった。

これらの城は、ただ単に戦時における庇護所であつたのではない。それはまた、周辺の地域の全部に対する行政の中心府であり、従属の網の目の中心をなした。農民たちはそこで築城のための賦役をしたし、その賦課物を城内に持込んだ。周辺に住む家臣たちはその守衛のために登城した。そこではまた裁判が行なわれ、城主の周辺住民に対する權威の根源となる。

(註一) ブロック、前出書、一八二頁。

結びにかえて

以上、荘園の起源をめぐる二つの学説の対立、とくに領主制説に立つマルク・ブロックの見解を相当詳細に述べてきた。私もまた彼の見解に賛同するが、最後に次のことを指摘して結びにかえておこう。

それは、領主権力の構造ないし起源に関するこのような見解の対立、ことに最近における貴族支配説の有力化は、荘園制との結びつきを考える上にもきわめて重大なポイントを提供するということである。そして、少くとも事柄をこの視点において見詰める時、明らかに領主制説が正しいとされねばならない。なぜなら、従来のように国家権力の解体、寡奪として考えられる限りでの領主権は、その言葉通り公的秩序の解体と否定とをもたらすほかはないが、荘園領主権の構成要素として土地所有以外の要素を認め、しかもそれらの諸要素の起源が王権より始源的であるとする見解は、このように始源的な貴族制を一定の仕方で組織づけることよつて作りあげられる、新しい公的な秩序の出現を必ずしも否定しないからである。この点、その著『中世フランスの起源』^(註二)の中でジャック・フラーシュが述べている言葉が教

えるところが多い。すなわち、フラーシユによれば、「領主制度（＝荘園制度）は、全体としてみた場合、それを支配しているのは個別主義である。封建制度の場合には、それは階層と凝集の原理である。領主制度の本質的機能は分解的機能であり、封建制度のそれは革新的機能である」。われわれはまた、末期ローマの荘園が、解体していく反集権的社會動向の間から生じたのに反して、ゲルマン社會におけるそれが、益々活潑に集権化していく發展過程から生じたという認識をも、この際はつきりと想い起しておくべきである。

(註一) Jacques Flaone, Les origines de l'ancienne France, III.